

職業安定分科会(第 221 回)	資料2-1
令和8年2月 26 日	

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条 第五項の規定に基づき失業等給付費等充当徴収保 険率を変更する件案要綱

厚生労働省発職 0130 第 1 号

令和 8 年 1 月 3 0 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項の規定に基づき失業等給付費等充当徴収保険率を変更する件案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項の規定に基づき失業等給付費等充当徴収保険率を変更する件案要綱

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの失業等給付費等充当徴収保険率を千分の六（農林水産業、建設業及び清酒製造業については千分の八）とする。